

入札説明書

令和8年6月15日さいたま市水道局告示第85号により公告した「東浦和浄水場更新工事に伴う排水先調査検討業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金について

競争入札参加資格確認において入札参加資格が有り、かつ入札保証金が必要となる方につきましては、令和8年7月10日（金）午後3時までに、さいたま市水道局契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第21条の規定により見積もった金額（税込み）の100分の5以上の額を納付書で納付いただく、又は契約事務規程第23条に規定している入札保証金に代わる担保をお持ちいただく必要があります。なお、納付いただいた場合は領収書の写しを納付期限までに管財課に提出してください。

(2) 入札保証金免除申請について

入札保証金の免除申請をする場合は、入札保証金免除申請書と併せて下記のいずれか一方の書類を提出してください。提出方法については、郵送・持参又は電子メールにてお願いいたします。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約の保険証券（ただし、保証金額が開札時に見積もった金額（税込み）の100分の5に満たない場合は、当該入札を無効とします。）

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と締結した、本入札と種類及び規模を同程度とする契約書の写し及び履行完了を証明する書類の写し（2契約分、記載が日本語以外の場合はその翻訳も添付してください。）

2 入札及び開札に立会う者に関する事項

入札の参加者は開札に立会うことができます。立会いを希望する参加者は、開札前日までに届出書を郵送・持参又は電子メールにて管財課に提出してください。また、代理人が立会う場合は併せて委任状を提出してください。

※ 開札の立会いは任意です。再度入札を行う場合は、初回の開札に立ち会わなかった者も参加できます。

連絡先：〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

TEL：048-714-3080 FAX：048-832-3336

メール：keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

3 入札及び開札に関する事項

(1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない理由により電子入札システムを利用できず、紙媒体による入札の参加を希望する場合は、事前に紙入札方式参加申請書を管財課に提出してください。

イ 紙による入札の場合は、入札書は到達期限までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出してください。郵送の際には、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、表側に件名、開札日時及び入札参加者名を記載し、封かんしてください。また、内封筒の裏側3か所に

封緘印を押印した上で、郵送用の外封筒により送付してください。なお、郵送用の外封筒は、あて名を「さいたま市水道局業務部管財課契約係」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては、法人名）を記載してください。

ウ 紙による入札の場合の、入札書に記載する日付は開札日を記載してください。

(2) 再度入札の実施

ア 落札者がいない場合は、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。

イ 再度入札の回数は、1回とします。

ウ 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札で無効とされた者は参加できません。

エ 再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとします。

(3) 不調時の取扱い

ア 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結する場合があります。

イ 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができません。

(4) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いる場合

落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに電子くじにより、落札者を決定します。なお、書面により入札書を提出する場合においては、入札書に任意の3桁の数値を記入してください。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市水道局契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 開札結果

落札者となるべきものがあったときは、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については後日、入札情報公開システムに掲載します。

(7) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札は無効とする。

イ 所定の提出方法によらずに提出された入札書による入札は無効とする。

ウ 到達期限までに到達しなかった入札書による入札は無効とする。

エ 最低制限価格を下回る入札は無効とする。

(8) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

4 契約保証金に関する事項

(1) 契約保証金について

契約締結日までに、契約事務規程第4条第1項の規定により契約代金(税込み)の100分の10

以上の額を納付書で納付いただく、又は契約事務規程第4条第2項に規定している契約保証金に代わる担保をお持ちしていただく必要があります。

(2) 契約保証金免除申請について

契約保証金の免除申請をする場合は、落札者決定後すぐに契約保証金免除申請書と併せて以下のいずれか一方の書類を提出してください。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約の保険証券（保証金額は見積もった金額（税込み）の100分の10以上としてください。）

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と締結した、本入札と種類及び規模を同程度とする契約書の写し及び履行完了を証明する書類の写し（2契約分、記載が日本語以外の場合はその翻訳も添付してください。）

5 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/004/index.html>